

小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

共同経営者も加入できる！（個人事業主の方）



個人事業主1人のほかに、共同経営者は、条件を満たせば2人まで加入できます。配偶者や後継者が該当する場合があります。

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で、次の①・②をともに満たす方となります。

- ①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または、事業に必要な資金を負担している」
- ②「事業の執行に対する報酬を受けている」

共同経営者の方の掛金はその方の 全額所得控除になります。

共同経営者の方のご加入の場合は別途必要書類がありますので、事前に事務局までお問合せください。

お申込・お問い合わせは 事務局 ☎381-3101 まで！

※決算申告相談期間中は請求手続に関する相談およびサポート対応を見合わせさせていただきます。お急ぎの場合は、直接中小機構へお問い合わせ下さい。

令和5年9月から一部オンライン手続きスタート！

お問い合わせは共済相談室

☎ 050-5541-7171（営業時間：平日午前9時～午後5時）

中小機構 HP（共済制度）

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>

資料請求は
こちらから



ご加入の皆さんへ

ご準備
ください

「確定申告」の際には「小規模企業共済掛金
払込証明書」をお持ち下さい。

～紛失された方～

プッシュホン電話で「自動発送サービス」を利用することで再発行できます。

自動発送サービス

TEL 042-567-3308

1週間ほどで
届きます。

ご利用時間	朝6:00～夜12:00 (土・日・祝日もご利用できます)
ご利用方法	(音声に従い操作を行ってください)
①	プッシュホン電話でおかけください ☎042-567-3308
②	共済契約者番号(7桁)と CD(2桁)を押し、#を押す (例) 1234567 89#
③	生年月日の月日を押し、#を押す (例) 4月1日生まれの場合 0401 #
④	共済契約者番号の確認 正⇒「0」、「#」を押す。 誤⇒「1」、「#」を押す。
⑤	依頼書類番号を押し、#を押す 355 # 掛金払込証明書 (控除証明書)
⑥	連絡先の電話番号を押し、#を押す (例) 0334337171 #
⑦	書類が届く 一週間程度で登録されている 住所にお届けいたします

ただし、R5年1月～R5年9月までに掛金の支払がない場合は発行にならない為、12月分までの支払がわかるものをご持参ください。(預金口座のコピー等)

※再発行手続きは、中小機構ホームページ上で申請もできます。(24時間利用可能)

新規加入や増額の手続等は
「申告相談時」に現金なしにて手続きできます！

必ずご持参ください



※新規加入の方

- 本人名義の銀行口座と銀行お届印
(ゆうちょ銀行、および屋号入りの通帳は使えません)

※増額の方

- 掛金月額変更(増額減額)申込書

現在の掛金月額用紙がない方は取り寄せが必要です。